

高知大学ハラスメント等調査委員会規則

平成 16 年 9 月 22 日
規則 第 403 号

最終改正 平成 22 年 3 月 31 日規則第 84 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学倫理・人権・苦情処理委員会（以下「倫理・人権・苦情処理委員会」という。）規則第 10 条第 2 項に基づき、高知大学ハラスメント等調査委員会（以下「調査委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第 2 条 調査委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 当該事実の事実関係を明らかにするために、必要な事項を調査すること。
- (2) 当事者及び関係者から事情を聴取すること。

(組織)

第 3 条 調査委員会は、倫理・人権・苦情処理委員会委員長の指名による 3 人の委員をもって組織する。

- 2 前項の委員は、倫理・人権・苦情処理委員会規則第 4 条第 1 項第 2 号から第 7 号までに掲げる者を含む。
- 3 調査委員会が必要と認めたときは、学外の有識者等を委員に加えることができる。
- 4 調査委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

(調査の実施)

第 4 条 調査委員会は、原則として 2 か月以内に調査を終了するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは必要最少期間延長し、できるだけ速やかに行わなければならない。

- 2 申立人が、調査の途中で調査の打ち切りを申出たときは、調査を終了することができる。
- 3 調査の方法については、調査委員会が、別に定める。

(調査結果の報告)

第 5 条 調査委員会は、調査が終了したときは、直ちに倫理・人権・苦情処理委員会に調査結果を報告するものとする。

(事務)

第 6 条 調査委員会の事務は、総務部人事課において処理する。

(委員等の義務)

第7条 調査委員会委員等は、調査を進めるに当たって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、倫理・人権・苦情処理委員会が、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年9月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年10月25日規則第37号)

この規則は、平成19年10月25日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第84号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。